

その他高齢者福祉等のサービス

介護保険で利用できるサービスだけでなく、要介護者や介護に携わっている方を対象にさまざまなサービスを実施しています。

高齢者の在宅介護を支えるサービス (問合せ先 長寿いきがい課 ☎561-2362)

●福祉理髪サービス

家庭を訪問して、理髪を行います。年2回

対象となる方 65歳以上の要介護3～5の在宅高齢者で市民税非課税世帯の方(ただし被生活保護者は除く)

利用料 無料



●高齢者住宅改造助成

改造費50万円を限度に7/12を助成(助成限度額 29万1千円)します。ただし、介護保険制度による住宅改修が優先されます。

対象となる方 「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」の準ねたきり(ランクA)以上に該当する65歳以上の方で、本人と配偶者および扶養義務者の所得が制限額を超えない方

*事前に申請が必要ですのでご注意ください。

●外出支援サービス

福祉タクシー利用券等を支給します。

対象となる方 要介護3～5の在宅高齢者等(第2号被保険者を含む)

タクシー初乗り運賃相当分 6枚/3か月

ただし、身体障害者手帳1、2級等で在宅の方は障害福祉課で利用いただけます。



●らくらくケアカー改造助成(改造自動車に対する助成)

改造費7万5千円を限度に、介護車両の購入費等のうち、改造費相当分を助成します。

対象となる方 65歳以上の要介護3～5の在宅高齢者等(所得制限等あり)

種類 新車購入助成および現に所有する車両に対する改造助成(上限7万5千円)、中古車購入助成(初年度登録年月から36か月以内の場合:上限4万5千円、37か月以上の場合:上限2万3千円)

*購入および改造の前に申請が必要ですのでご注意ください。

●家族介護教室・家族介護なんでも相談会

介護されている方や介護に興味がある方を対象に教室および相談会を実施します。

●認知症高齢者等探索システム利用支援

(問合せ先 長寿いきがい課 ☎561-2372)

認知症等により道に迷うおそれのある高齢者等と介護されている

家族等が安心して生活できるよう、高齢者等の所在を検索できる機器を無償で貸与します。

対象となる方 認知症等により道に迷うおそれのある高齢者または第2号被保険者で認定を受けておられる方

内容 初期費用(機器本体および付属品)、月額基本料金は市で負担

現場急行料金、追加バッテリー料金、機器本体の紛失・破損時は利用者負担

●すっきりさわやかサービス(紙おむつ等の支給)

(問合せ先 介護保険課 ☎561-2369)

毎月1回ご自宅に配達します。枚数は種類により異なります。

対象となる方 要介護1～5の常時紙おむつ等が必要な在宅高齢者で下記①②のいずれかに該当

①直近の介護認定の主治医意見書「尿失禁」に該当

②直近の介護認定の認定調査項目の「排尿」または「排便」が見守り以上に該当(なお、サービス登録申請時は在宅に限る)

利用料 月600円(★一部利用者は1,200円または1,800円)

種類 ・フラットタイプ ・テープ止めタイプ ・パンツタイプ ・尿とりパッド

*サービス登録後、3か月以内の入院の場合、病院への持込が可能な場合は、支給できません。持込ができない場合は、入院中に支払ったおむつ代のうち、月6,000円を上限として、市への請求によりその9割分(★一部利用者は8割分または7割分)を支給します。

★は14ページの一定以上の所得のある方が2割または3割の対象です。

生活機能が低下し介護や支援が必要となるおそれのある高齢者を対象に、その心身の状況等に応じて、さまざまなサービスを実施しています。

*サービスのご利用にあたっては、地域包括支援センターで作成する介護予防ケアプランが必要な場合があります。

高齢者の在宅生活を支えるサービス (問合せ先 長寿いきがい課 ☎561-2362)

●日常生活用具給付等

日常生活用具を給付または貸与します。

対象となる方 65歳以上のひとり暮らしや高齢者だけの世帯の方で市民税非課税世帯の方(給付については、要支援1・2、要介護1～5の方に限ります)

給付 電磁調理器、火災警報器、自動消火器

貸与 高齢者福祉電話

利用料 無料

利用料 基本料および通話料は実費負担

●配食サービス

低栄養状態を改善するため、お弁当(昼食のみ)を自宅に配達します。対象者の状態に合わせて、おかゆやさざみ食などにもできます。

対象となる方 65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、見守り等の支援及び栄養状態の改善が必要と認められた方等

利用料 ●総合事業型…1食303円(食材費269円と配送料の一部34円)(★一部利用者は337円または371円)

●任意事業型…1食306円(食材費269円と配送料の一部37円)(★一部利用者は343円または381円)

*事業対象者または要支援者は総合事業型に、それ以外の方は任意事業型にそれぞれ区分されます。

●ふとんクリーンサービス

ふとんの水洗いのサービスを行います。

対象となる方 65歳以上のひとり暮らしや高齢者だけの世帯でふとんを干すことが困難な方、または65歳以上の要介護3～5の高齢者

利用回数 水洗い 年2回(要介護3～5の方 年3回)

利用料 1組(敷き布団1枚・掛け布団1枚・毛布1枚)1回当たり990円(羽毛布団・和布団を除く。)

(★一部利用者は1,980円または2,970円)

*上記組み合わせのうち、1枚を羽毛布団、または和布団に変更する場合は、別途、追加料金(1枚当たり50円)が必要です。(★一部利用者は、100円または150円)

●緊急通報システム

緊急事態が発生した場合に、簡単な操作で緊急通報システム受信センターを通じて消防署や協力員へ連絡ができる機器を設置します。また、受信センターには看護師が常駐し、お電話による近況確認(月1回)や24時間対応の健康相談もいたします。

対象となる方 65歳以上のひとり暮らしや高齢者だけの世帯の方、昼間・夜間独居の高齢者

利用料 無料

*一部の無線タイプの電話回線において、緊急通報がご利用できない場合があります。

*NTTのアナログ回線以外の回線において、停電時に緊急通報が使用できないなどの不具合が生じる場合があります。

●草津市認知症高齢者等見守りネットワーク

(問合せ先 長寿いきがい課 ☎561-2372)

認知症等により道に迷うおそれのある方を日常的に見守り、行方不明時の早期対応を行うための協体制を構築します。

対象となる方 認知症等により道に迷うおそれのある高齢者または特定疾病による身体上、精神上的の障害がある第2号被保険者

利用料 無料

●草津市認知症高齢者等個人賠償責任保険

認知症の人あるいは認知症の疑いがある人が起こした事故等により法律上の損害賠償が発生し、その家族等に損害賠償責任が及んだ際に、市が加入する保険で補償します。

対象となる方 草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録者のうち、草津市の住民基本台帳に登録されている人で、認知症の人あるいは認知症の疑いがある人

利用料 無料

申請時のご注意!

平成28年1月以降、各種申請において(緊急通報システムおよび草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録、草津市認知症高齢者等個人賠償責任保険を除く)、個人番号(マイナンバー)を記入することが必要となっています。また、本人への他人のなりすましを防ぐために本人確認が必要となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

★は14ページの一定以上の所得のある方が2割または3割の対象です。